



発行 新潟県

第 66 号

平成26年8月26日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1219 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 1220 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 1221 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1222 土地改良事業の工事完了届（農地建設課）
- 1223 公共測量の実施通知（監理課）
- 1224 公共測量の実施通知（監理課）
- 1225 公共測量の実施通知（監理課）
- 1226 公共測量の実施通知（監理課）
- 1227 公共測量の実施通知（監理課）
- 1228 公共測量の実施通知（監理課）
- 1229 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 1230 道路の区域変更（道路管理課）
- 1231 道路の供用開始（道路管理課）
- 1232 道路の区域変更（道路管理課）
- 1233 道路の供用開始（道路管理課）
- 1234 廃川敷地等の発生（河川管理課）
- 1235 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 1236 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1237 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1238 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

公 告

一般競争入札の実施（警察本部会計課）

告 示

◎新潟県告示第1219号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成26年8月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 名称 新潟脳外科病院
- 2 所在地 新潟市西区山田3057番地
- 3 有効期間 平成26年10月1日から
平成29年9月30日まで

◎新潟県告示第1220号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成26年8月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 名 称 長岡中央総合病院
- 2 所在地 長岡市川崎町2041番地
- 3 有効期間 平成26年10月1日から
平成29年9月30日まで

◎新潟県告示第1221号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、佐渡市の真野町土地改良区の定款の変更を平成26年8月18日認可した。

平成26年8月26日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第1222号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成26年8月26日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
南魚沼市 南魚沼土地改良区	礪石	農業用排水施設整備(県単農業農村整備「かんがい排水」)事業	平成26年5月13日
南魚沼市 南魚沼土地改良区	角畑	農業用排水施設整備(県単農業農村整備「かんがい排水」)事業	平成26年5月14日

◎新潟県告示第1223号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、長岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年8月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量(2級水準測量)
- 2 作業期間 平成26年9月1日から平成26年9月30日まで
- 3 作業地域 長岡市内

◎新潟県告示第1224号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年8月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量(地盤変動調査)
- 2 作業期間 平成26年8月6日から平成27年3月5日まで
- 3 作業地域 上越市全域

◎新潟県告示第1225号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事(上越地域振興局長)から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年8月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量(県営ほ場整備事業(担い手育成型)三和南部地区「2次」確定測量)
- 2 作業期間 平成26年8月11日から平成27年3月7日まで
- 3 作業地域 上越市三和区 田 ほか 地内

◎新潟県告示第1226号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（上越地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年8月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等育成型）津有南部第1地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成26年8月11日から平成27年3月7日まで
- 3 作業地域 上越市大字茨沢 ほか 地内

◎新潟県告示第1227号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（上越地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年8月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）津有南部第2地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成26年8月11日から平成27年3月7日まで
- 3 作業地域 上越市大字稲 ほか 地内

◎新潟県告示第1228号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（新潟地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年8月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営経営体育成基盤整備事業 河間三ツ門地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成26年8月18日から平成27年3月7日まで
- 3 作業地域 新潟市西蒲区河間 地内

◎新潟県告示第1229号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成26年8月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 処分をした年月日 平成26年5月22日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
加藤建材
加藤 政幸
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区上所中1-9-14
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-24）第2300号
- 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成26年5月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成26年5月26日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
藤本板金
藤本 武一
- 3 主たる営業所の所在地
上越市幸町10-9
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-24）第38826号

5 処分の内容 屋根工事業、板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年 5月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年 6月 6日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社テクニカ

川上 孝一

3 主たる営業所の所在地

新潟市江南区曾野木 2-29-25

4 許可番号 新潟県知事許可(般-25) 第39203号

5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年 6月 6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年 6月10日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社頸北電設

上野 重男

3 主たる営業所の所在地

上越市頸城区手島3066

4 許可番号 新潟県知事許可(般-23) 第38631号

5 処分の内容 電気工事業、消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年 6月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年 6月11日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

イチムラ床暖房事業部

市村 敏

3 主たる営業所の所在地

新潟市江南区横越川根町 3-10-5

4 許可番号 新潟県知事許可(般-21) 第41799号

5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年 6月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年 6月11日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社新潟グリーンテック

石井 政一郎

3 主たる営業所の所在地

新発田市緑町1-12-11

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-23)第31041号
- 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成26年6月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年6月12日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社横山建築
横山 厚一
 - 3 主たる営業所の所在地
燕市吉田中町11-29
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第22007号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年6月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年6月16日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社盛共社
月岡 靖彦
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区嘉山3-6-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第40254号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年6月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年6月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社角田塗装
角田 定之
 - 3 主たる営業所の所在地
燕市八王寺1276
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第15844号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年6月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年6月20日
-

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社コメリ
捧 雄一郎
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区清水4501-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(特-24)第40097号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年6月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年6月24日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社新潟博報堂
山田 眞
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区天神1-12-8
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(特-25)第41245号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年6月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年6月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
橋本電気株式会社
橋本 和雄
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市東本成寺11-34
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第5956号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年6月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年6月30日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社本田組
本田 明子
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市大野畑10-28
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-23)第5550号
 - 5 処分の内容 管工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、防水工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年6月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成26年6月30日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社N T T東日本—新潟
村松 敦
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区東堀通七番町1017-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(特-24)第40756号
 - 5 処分の内容 電気工事業、電気通信工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年6月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年7月1日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
板垣正建築
板垣 正
 - 3 主たる営業所の所在地
村上市大須戸699-8
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第40563号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年7月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年7月2日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
本間建築設計事務所
本間 一人
 - 3 主たる営業所の所在地
村上市布部3648-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第43577号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年7月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年7月4日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社吉田組
吉田 静司
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市渡里町4-17
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第17194号
-

- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年7月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年7月9日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社反町機工
反町 桂一
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市高見町195
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第6506号
 - 5 処分の内容 建築工事業、鋼構造物工事業、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年7月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年7月10日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
丸美建設株式会社
森山 正則
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区豊1-13-13
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第14243号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年7月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年7月11日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社井上商会
井上 一則
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市石橋1-7-29
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第19907号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年7月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年7月15日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社松永建巧
松永 栄一
-

- 3 主たる営業所の所在地
見附市三林町甲374
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第39261号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年7月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年7月16日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
齊藤建築
齊藤 清一
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区姥ヶ山3-14-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第22520号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年6月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年7月16日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
GREEN HOME
上野 譲
 - 3 主たる営業所の所在地
柏崎市大字下田尻601-21
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第43455号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年6月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年7月29日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
山本建設株式会社
山本 峰子
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市四日町14-27
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第5648号
 - 5 処分の内容 土木工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年7月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年7月29日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
-

ハヤカワ

早川 英輔

- 3 主たる営業所の所在地
五泉市番坂甲3238
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第44041号
- 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成26年7月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年7月31日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社巴山組
猪俣 茂
 - 3 主たる営業所の所在地
東蒲原郡阿賀町日出谷乙2485
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-23)第1505号
 - 5 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年7月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年8月5日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
星野材木店
星野 茂弘
 - 3 主たる営業所の所在地
胎内市東本町22-17
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第13401号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年8月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年8月6日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
東新工業
池田 祐一
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区沼垂西1-4-18
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第43440号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年7月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年8月6日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社テックアサヒ
水野 正之
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区大洲626-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可(特-21)第23911号
- 5 処分の内容 管工事業、造園工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成26年7月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成26年8月7日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
萬代建設株式会社
河野 龍也
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区東幸町17-21
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第2631号
- 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成26年8月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成26年8月7日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社萬代環境
泉 昌世
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区笹山2099
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第41312号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成26年8月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第1230号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年8月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 押切停車場線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地の幅員	延	長
---	---	------	-------	---	---

長岡市池之島字越渡 2517 番から 同市大曲戸字村浦15番12まで	新	7.4～13.2メートル	235.2メートル
	旧	(A)5.8～9.2メートル	235.9メートル
		(B)8.6～25.5メートル	255.6メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 8 月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 押切停車場線
- 2 供用開始の区間
長岡市池之島字越渡2517番から同市大曲戸字村浦15番12まで
- 3 供用開始の期日 平成26年 8 月26日

◎新潟県告示第1232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 8 月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 羽茂港村山線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市羽茂本郷 2550 番 2 から 同市羽茂本郷2758番 1 まで	新	7.0～29.0メートル	875.2メートル
	旧	6.2～20.0メートル	871.6メートル

◎新潟県告示第1233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 8 月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 羽茂港村山線
- 2 供用開始の区間
佐渡市羽茂本郷2550番 2 から同市羽茂本郷2758番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成26年 8 月26日

◎新潟県告示第1234号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成26年8月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 河川の名称
二級河川前川水系前川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成26年8月26日
- 3 廃川敷地等の位置
糸魚川市大字大和川字前波599番1地先から糸魚川市大字大和川字六反田966番2地先まで（前川右岸）
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 213.15平方メートル

◎新潟県告示第1235号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成22年2月26日新潟県告示第274号）を次のとおり解除する。

平成26年8月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩首川地区	佐渡市岩首	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1236号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成22年2月26日新潟県告示第275号）の指定を解除する。

平成26年8月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩首川地区	佐渡市岩首	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1237号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年8月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩首川地区	佐渡市岩首	次の図のとおり	土石流
関(1)地区	佐渡市関	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関(2)地区	佐渡市関	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関(3)地区	佐渡市関	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関1区-1地区	佐渡市関	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関1区-2地区	佐渡市関	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関2区-2地区	佐渡市関	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寒戸崎地区	佐渡市関	次の図のとおり	地すべり
関地区	佐渡市関	次の図のとおり	地すべり
北松ヶ崎(1)地区	佐渡市北松ヶ崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北松ヶ崎(2)地区	佐渡市北松ヶ崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北松ヶ崎(3)地区	佐渡市北松ヶ崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北松ヶ崎川地区	佐渡市北松ヶ崎	次の図のとおり	土石流
北松ヶ崎地区	佐渡市北松ヶ崎	次の図のとおり	地すべり
水津(1)地区	佐渡市水津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水津(2)地区	佐渡市水津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水津地区	佐渡市水津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水津1地区	佐渡市水津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水津2地区	佐渡市水津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水津(1)地区	佐渡市水津	次の図のとおり	土石流
水津(2)地区	佐渡市水津	次の図のとおり	土石流
水津南川地区	佐渡市水津	次の図のとおり	土石流
水津北川地区	佐渡市水津	次の図のとおり	土石流

高瀬－1地区	佐渡市高瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高瀬－2地区	佐渡市高瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高瀬(1)地区	佐渡市高瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高瀬(2)地区	佐渡市高瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高瀬1地区	佐渡市高瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高瀬2地区	佐渡市高瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高瀬川地区	佐渡市高瀬	次の図のとおり	土石流
宮の沢川地区	佐渡市高瀬	次の図のとおり	土石流
大浦(1)地区	佐渡市相川大浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高浦川地区	佐渡市相川大浦	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1238号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年8月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
関(1)地区	佐渡市関	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関(2)地区	佐渡市関	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関(3)地区	佐渡市関	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関1区－1地区	佐渡市関	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関1区－2地区	佐渡市関	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関2区－2地区	佐渡市関	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北松ヶ崎(1)地区	佐渡市北松ヶ崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北松ヶ崎(2)地区	佐渡市北松ヶ崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

北松ヶ崎川地区	佐渡市北松ヶ崎	次の図のとおり	土石流
水津(1)地区	佐渡市水津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水津(2)地区	佐渡市水津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水津地区	佐渡市水津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水津1地区	佐渡市水津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水津2地区	佐渡市水津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水津(1)地区	佐渡市水津	次の図のとおり	土石流
水津南川地区	佐渡市水津	次の図のとおり	土石流
高瀬-1地区	佐渡市高瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高瀬-2地区	佐渡市高瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高瀬(1)地区	佐渡市高瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高瀬(2)地区	佐渡市高瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高瀬1地区	佐渡市高瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高瀬2地区	佐渡市高瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高瀬川地区	佐渡市高瀬	次の図のとおり	土石流
宮の沢川地区	佐渡市高瀬	次の図のとおり	土石流
大浦(1)地区	佐渡市相川大浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

一般競争入札の実施について (公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ゲートウェイ・ファイルサーバ等機器の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

平成26年 8 月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

ゲートウェイ・ファイルサーバ等機器の借上げ

- (2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等
入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に関する必要事項を示す（入札説明書の配布を含む。）期間、場所及び問合せ先
- (1) 期間
本公告の日から平成26年9月22日（月）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所
新潟県警察本部警務部会計課調度係
なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (3) 問合せ先
- ア 契約手続に係るもの
郵便番号 950-8553
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部警務部会計課調度係
電話番号 025-285-0110 内線2235
- イ 機器等の仕様に係るもの
郵便番号 950-8553
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部警務部情報管理課運用管理係
電話番号 025-285-0110 内線2443
- 3 入札に参加する者に必要な資格
本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 本調達物品又はこれと同等品に係る調達について、納入及び構築実績があることを証明した者であること。
- (4) 本調達物品納入後のアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (7) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- 4 本件入札に係る参加資格の確認
本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。
- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出
- ア 提出期間 平成26年8月26日（火）から平成26年9月22日（月）まで（新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで
- イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部警務部会計課調度係
- ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。
- エ 提出書類 入札説明書による。
- (2) 参加資格の確認結果の通知
提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。
本件入札に係る参加資格の確認結果については、平成26年9月30日（火）午前11時以降に2(3)アへ問い合わせること。
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成26年10月6日（月）午前11時
- (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室
- 6 入札手続

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人（法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、2 (3) アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1 (1)の調達案件の名称及び5 (1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。）を平成26年10月3日（金）の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

(2) 入札書の名義人

本人（代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人）に限る。

(3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切上げた金額）とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額（消費税抜き）を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額以上の金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切上げた金額）とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

(2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(4) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products or services to be procured:

Leasing contract for a GATEWAY server, file servers and devices

(2) Date, time and place for the opening of bids and tenders:

Date: October 6 (Mon), 2014

Time: 11:00 am

Place: Niigata Prefectural Police Headquarters Building
First Floor, Contract Bidding Room
4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi
Niigata-ken, JAPAN 〒950-8553

(3) For more information, contact:

Accounting Division, Police Administration Department
Niigata Prefectural Police Headquarters
4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata, Japan
〒950-8553
Tel 025-285-0110 EXT.2235